第二十一条

この協定のいかなる規定も、二重課税の回避のための条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該条約が抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該条約が優先する。

第二十二条

1　両締約国は、この協定の目的を達成するため、次の事項を任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a)　この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b)　第六条1の規定に従って維持され、改正され、修正され、又は採用された例外措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。

(c)　第六条2の規定に従って採用され、又は維持された例外措置について、両締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として討議すること。

(d)　投資に関連するその他の事項であってこの協定に関係するものについて討議すること。

2　委員会は、必要に応じて、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するために、コンセンサス方式による決定により、両締約国に適当な勧告を行うことができる。

3　委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、任務を遂行するための手続規則を定める。

4　委員会は、小委員会を設置し、特定の作業を行わせることができる。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、民間部門との共同会合を開催することができる。

5　委員会は、一方の締約国の要請があった場合には会合する。

第二十三条

一方の締約国は、健康、安全及び環境に関する措置の緩和又は労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域内における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置及び基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十四条

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

第二十五条

1　この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域内において当該他方の締約国の法令に従って取得されたものについても適用する。

2　この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。

第二十六条

1　この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する両締約国の政府間の外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。

2　いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

3　この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

4　附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

5　いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千八年八月十五日にタシケントで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
平岡邁

ウズベキスタン共和国のために
ウラジミール・ノロフ

附属書Ⅰ　第六条1に規定する措置に関する留保

1　締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関し当該締約国が付する留保について、第六条1の規定に従って記載するものである。

(a)　第二条1（内国民待遇）

(b)　第二条3（最恵国待遇）

(c)　第五条（特定措置の履行要求の禁止）

2　留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内又は国際産業分類の下で行われるものを透明性の目的のためにのみ示す。

(d)　留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。

(e)　政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。

(f)　措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正され、継続され、又は更新される措置を意味し、また、(ii)措置の権限に基づき及び措置に合致して採用され、又は維持されるすべての従属する措置を含む。

(g)　概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。留保は、当該留保が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」は、他のすべての事項に優先する。

4　この附属書の適用上、「ＪＳＩＣ」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

日本国の表

一		
分野	金融業	
小分野	銀行業	
産業分類	ＪＳＩＣ　六二二	銀行（中央銀行を除く。）
	ＪＳＩＣ　六二三	中小企業等金融業